



令和7年度 栗東市結婚新生活支援補助金 上限額フローチャート

住宅賃貸費用①

フローチャートの見方

- 賃貸・引越費用の請求 →①へ
- 住宅購入やリフォーム費用+引越費用の請求 →②-1へ (P.2)
※国が実施している補助金を使用している場合 →②-2へ (P.3)
国が実施している補助金は、ZEHや省エネ等に対する補助金を指します (Q&A No.33参照)
- 現在お住まいの住宅への引越費用の請求 →③へ (P.4)

【基本条件】
・日本国籍または永住権をお持ちで栗東市内に住民票があり、居住している。
・令和7年1月1日～令和8年2月28日に婚姻している。
・婚姻日に夫婦ともに、39歳以下
・令和7年度(令和6年分)の所得が夫婦合計500万円未満

①

※婚姻以前に契約された賃貸物件の場合、婚姻日から起算して1年以内に契約が開始されている物件が対象です。



婚姻日の年齢は、お二人ともに29歳以下ですか？

いいえ

婚姻日の年齢は、お二人ともに39歳以下ですか？

いいえ

交付対象外

はい

申請日から見て、転入日が夫婦ともに本市に転入して1年未満ですか？

いいえ



申請日から見て、転入日が夫婦ともに本市に転入して1年未満ですか？

いいえ

はい

交付上限額
30万円

はい

交付上限額
40万円

はい

交付上限額
30万円

申請日から見て、転入日が夫婦のうち、一方が本市に転入して1年未満ですか？

いいえ



申請日から見て、転入日が夫婦のうち、一方が本市に転入して1年未満ですか？

いいえ

はい

交付上限額

交付上限額
20万円

交付上限額

必要書類は、別紙
「栗東市結婚新生活支援補助金
必要書類等チェックリスト」
をご覧ください。

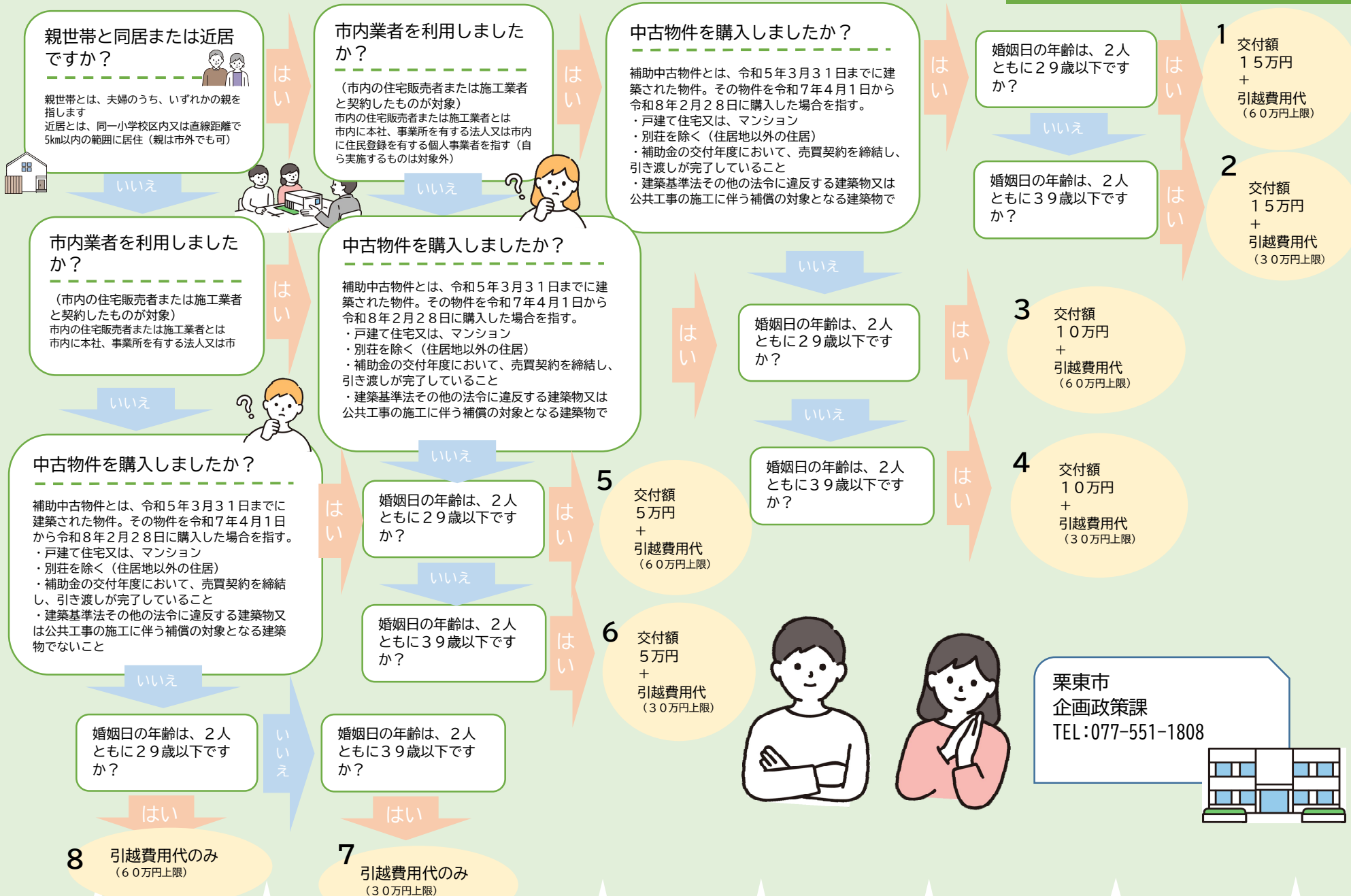


住宅取得・リフォーム費用②-1



②-2 国の補助金を使用している場合（引き渡しが、令和7年4月1日～令和8年2月28日までに完了している）

住宅取得・リフォーム費用②-2



③

親世帯と同居または近居
ですか？

親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を
指します
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）



いいえ

はい

申請日から見て、転入日
が夫婦ともに本市に転入
して1年未満ですか？

いいえ

はい

婚姻日の年齢は、2人と
もに29歳以下ですか？

いいえ

はい

1

交付額
5万円
+
引越費用代
(40万円上限)

2

交付額
5万円
+
引越費用代
(30万円上限)

はい

婚姻日の年齢は、2人
ともに39歳以下で
すか？

いいえ

はい

3

交付額
5万円
+
引越費用代
(30万円上限)

婚姻日の年齢は、2人
ともに29歳以下で
すか？

はい

4

交付額
5万円
+
引越費用代
(20万円上限)

婚姻日の年齢は、2人
ともに39歳以下で
すか？

5

交付額
5万円
+
引越費用代
(20万円上限)

はい

婚姻日の年齢は、2人
ともに29歳以下で
すか？

いいえ

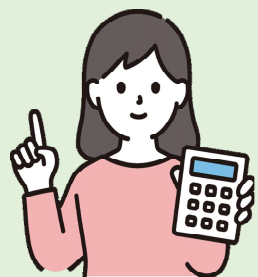
6

交付額
5万円
+
引越費用代
(10万円上限)

はい

婚姻日の年齢は、2人
ともに39歳以下で
すか？

1～6の額に交付額5万円を
除いた額が、引越費用の上限
額です。



栗東市
企画政策課
TEL:077-551-1808

